

恵比寿ビジネスタワー

正面玄関搬出入規則

社外公表可

作成日：平成19年11月1日

1階正面玄関からの搬出入(養生方法)

恵比寿ビジネスタワー
管理サービスセンター

1階正面よりの搬出入は原則禁止「館内規則 5条-(9)-①」になっていますが、同規則 (9)-②に基づいて作業が許可された場合(土曜・日曜で貨物用ELVに限定)は、下記の仕様にて床及び壁等を養生していただきます。不安定な養生は歩行者の転倒事故及び歩行障害等の恐れがありますので、床及び壁面にしっかり固定して下さい。尚、下記及び作業届書の「注意事項」を必ずお読みください。

【正面玄関自動ドアの養生】



* 内側及び外側ドアの4枚のガラス扉を囲む事。



【養生の範囲】



【搬出入通路の床・壁の養生】



貨物ELV=■ →

* 壁の養生が倒れないように養生テープで固定。

* 壁の角をしっかりと養生。

* 床のシートが動かないように固定する。
(歩行者の障害・転倒防止)

* 通用口からの搬入の養生

【エレベータ周りの養生(1階及び作業階)】



* 1階及び作業階の養生。

* 作業内容によってはカゴ内の養生が必要です。

* 床とカゴの隙間の無いように養生。

* エレベータ周辺、及びA階段入口周辺の養生。

【A階段入り口】



「注意事項」必ずお読みください。

※ 搬出入を正面玄関及び通用口から行う場合は、管理者と事前に打合せ及び許可が必要です。

※ 通路及び床・壁等に所定の養生をしていただきます。万一ビル設備等に故障、破損等が生じた場合は、その復旧費用は当該テナント様にて負担して頂きます。「館内規則 5条-(10)-②」

※ 作業が届出の内容と異なる場合、及び養生の不備又安全上の問題が生じる恐れがある場合は、作業を中止して頂きます。

※ 乗客専用ELVでの搬入は、搬入計画書及び操作員常駐等の特別許可が必要です。

※ ご不明な点は、管理サービスセンターにお問合せください。 TEL:03-3280-2653 FAX:03-3280-2654